

第63号議案

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年8月28日提出

豊川市長 竹本 幸夫

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年豊川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|-------------|-----|---|-------------|-----|--|
| 別表第1（第4条関係） | | | 別表第1（第4条関係） | | |
| 機関 | 事務 | | 機関 | 事務 | |
| 1～8 | （略） | | 1～8 | （略） | |
| 9 | 市長 | 豊川市子ども医療費支給条例（昭和48年豊川市条例第15号）による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | | | |
| 10 | 市長 | 豊川市母子・父子家庭医療費支給条例（昭和53年豊川市条例第36号）による母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | | | |
| 11 | 市長 | 豊川市障害者医療費支給条例（昭和48年豊川市条例第33号）による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | | | |
| 12 | 市長 | 豊川市精神障害者医療費支給条例（平成8年豊川市条例第14号）による精神障害者医療費の支給に関する事務であつ | | | |

は特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。以下同じ。）に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

（略）

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律

_____による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

は特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。以下同じ。）に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

（略）

健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律

（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの

| | | | | | | | |
|------|----|---|----------|------|----|--|----------|
| | | | の (略) | | | | の (略) |
| 7 | 市長 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、 <u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律</u> 又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、 <u>森林環境税</u> 若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、 <u>森林環境税</u> 若しくは特別法人事業税に関する調査に関する事務であって規則で定めるもの | (略) | 7 | 市長 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例_____ _____ _____又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税_____ _____ 若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税_____ _____ _____若しくは特別法人事業税に関する調査に関する事務であって規則で定めるもの | (略) |
| 8～14 | | (略) | | 8～14 | | (略) | |
| 15 | 市長 | 母子保健法（昭和40年法律第141号）による <u>相談、支援、保健指導</u> 、新生児の | (略) | 15 | 市長 | 母子保健法（昭和40年法律第141号）による_____ <u>保健指導</u> 、新生児の | (略) |

| | | | | | | | |
|-----------|----|--|--|-----------|----|---|---|
| | | 訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は <u>子ども家庭センター</u> の事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | | | | 訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は <u>母子健康包括支援センター</u> の事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | |
| 16～22 (略) | | | | 16～22 (略) | | | |
| 23 | 市長 | 生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの | (略) 難病の患者に対する医療等に関する法律_____ ____による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (略) | 23 | 市長 | 生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの | (略) 難病の患者に対する医療等に関する法律 <u>(平成26年法律第50号)</u> による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの (略) |
| 24～29 (略) | | | | 24～29 (略) | | | |
| 30 | 市長 | <u>豊川市子ども医療費支給条例</u> による子ども医 | 障害者関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情 | | | | |

| | | | |
|----|----|--|---|
| | | 療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの | <u>報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u> |
| 31 | 市長 | <u>豊川市母子・父子家庭医療費支給条例による母子・父子家庭医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u> | <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> |

| | | | |
|----|----|--|---|
| | | | <u>の</u> <u>児童扶養手当法</u> <u>による児童扶養</u> <u>手当の支給に関</u> <u>する情報であっ</u> <u>て規則で定める</u> <u>もの</u> |
| | | | <u>障害者自立支援</u> <u>給付関係情報で</u> <u>あって規則で定</u> <u>めるもの</u> |
| 32 | 市長 | <u>豊川市障害</u> <u>者医療費支</u> <u>給条例によ</u> <u>る障害者医</u> <u>療費の支給</u> <u>に関する事</u> <u>務であって</u> <u>規則で定め</u> <u>るもの</u> | <u>障害者関係情報</u> <u>であって規則で</u> <u>定めるもの</u> |
| | | | <u>生活保護関係情</u> <u>報であって規則</u> <u>で定めるもの</u> |
| | | | <u>生活保護法に準</u> <u>じて行う外国人</u> <u>の保護に関する</u> <u>情報であって規</u> <u>則で定めるもの</u> |
| | | | <u>地方税関係情報</u> <u>であって規則で</u> <u>定めるもの</u> |
| | | | <u>医療保険給付関</u> <u>係情報であって</u> <u>規則で定めるも</u> <u>の</u> |
| | | | <u>児童扶養手当法</u> <u>による児童扶養</u> <u>手当の支給に関</u> <u>する情報であっ</u> <u>て規則で定める</u> <u>もの</u> |
| | | | <u>障害者自立支援</u> <u>給付関係情報で</u> <u>あって規則で定</u> <u>めるもの</u> |
| 33 | 市長 | <u>豊川市精神</u> <u>障害者医療</u> | <u>障害者関係情報</u> <u>であって規則で</u> |

| | | | |
|----|----|-------------------|----------------|
| | | <u>費支給条例</u> | <u>定めるもの</u> |
| | | <u>による精神</u> | <u>生活保護関係情</u> |
| | | <u>障害者医療</u> | <u>報であって規則</u> |
| | | <u>費の支給に</u> | <u>で定めるもの</u> |
| | | <u>関する事務</u> | <u>生活保護法に準</u> |
| | | <u>であって規</u> | <u>じて行う外国人</u> |
| | | <u>則で定める</u> | <u>の保護に関する</u> |
| | | <u>もの</u> | <u>情報であって規</u> |
| | | | <u>則で定めるもの</u> |
| | | | <u>地方税関係情報</u> |
| | | | <u>であって規則で</u> |
| | | | <u>定めるもの</u> |
| | | | <u>医療保険給付関</u> |
| | | | <u>係情報であって</u> |
| | | | <u>規則で定めるも</u> |
| | | | <u>の</u> |
| | | | <u>児童扶養手当法</u> |
| | | | <u>による児童扶養</u> |
| | | | <u>手当の支給に関</u> |
| | | | <u>する情報であっ</u> |
| | | | <u>て規則で定める</u> |
| | | | <u>もの</u> |
| | | | <u>障害者自立支援</u> |
| | | | <u>給付関係情報で</u> |
| | | | <u>あって規則で定</u> |
| | | | <u>めるもの</u> |
| 34 | 市長 | <u>高齢者の医療の確保に</u> | <u>障害者関係情報</u> |
| | | <u>関する法律</u> | <u>であって規則で</u> |
| | | <u>に準じて行</u> | <u>定めるもの</u> |
| | | <u>う後期高齢</u> | <u>生活保護関係情</u> |
| | | <u>者福祉医療</u> | <u>報であって規則</u> |
| | | <u>費の支給に</u> | <u>で定めるもの</u> |
| | | <u>関する事務</u> | <u>生活保護法に準</u> |
| | | <u>であって規</u> | <u>じて行う外国人</u> |
| | | <u>則で定める</u> | <u>の保護に関する</u> |
| | | <u>もの</u> | <u>情報であって規</u> |
| | | | <u>則で定めるもの</u> |
| | | | <u>地方税関係情報</u> |
| | | | <u>であって規則で</u> |
| | | | <u>定めるもの</u> |
| | | | <u>医療保険給付関</u> |

| | | | |
|----|----|--|--|
| | | | <u>係情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</u> |
| 35 | 市長 | <u>高齢者の医療の確保に関する法律に準じて行う福祉給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u> | <u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する情報であって規則で定めるもの</u> <u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u> <u>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u> |

| | | | |
|----|----|--|---|
| | | | <u>介護保険給付等 関係情報であつ て規則で定める もの</u> |
| | | | <u>障害者自立支援 給付関係情報で あつて規則で定 めるもの</u> |
| 36 | 市長 | <u>難病の患者 に対する医 療等に関す る法律に準 じて行う不 妊治療費用 の助成に関 する事務で あつて規則 で定めるも の</u> | <u>医療保険給付関 係情報であつて 規則で定めるも の</u> |

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の6の項の改正規定（「（昭和57年法律第80号）」を削る部分を除く。）及び7の項の改正規定 令和6年1月1日
- (2) 別表第2の15の項の改正規定 令和6年4月1日

理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、市が定める個人番号を利用する事務に子ども医療費の支給に関する事務等を追加するとともに、それらの事務で利用する特定個人情報を定め、併せて所要の規定の整備を行う必要があるからである。